

あすか



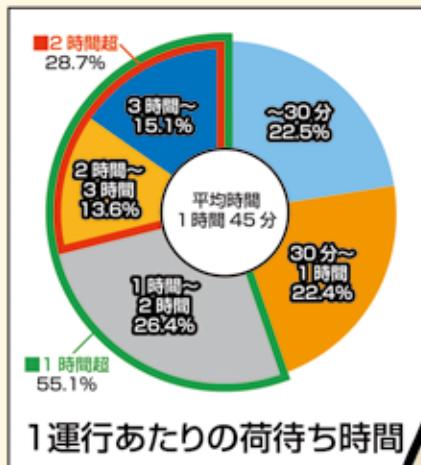
公益社団法人 奈良県トラック協会
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6 TEL.0743-23-1200(代)
総務課／FAX.0743-23-1212 業務・適正化事業課／FAX.0743-56-2228

<http://narata.or.jp>

平成29年7月1日から、 荷主都合30分以上の荷待ちちは 「乗務記録」の記載対象です。

トラックドライバーの荷待ち時間削減と適正取引構築のために



※デジタコなど他の方法で
記録している場合は記載
不要です。

トラックドライバーの長時間労働の要因の一つとなっている荷待ち時間。これを削減するためには、トラックドライバーの乗務実態を把握する必要があります。そこで、国土交通省では「貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」を平成29年5月31日に公布、29年7月1日に施行しました。この省令は、トラックドライバーが車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合、荷主の都合により、30分以上待機したときは「集貨地点等、集貨地点等への到着・出発日時、荷積み・荷卸しの開始・終了日時」などを乗務記録の記載対象として追加するものです。

国土交通省では、今回の一改正により、荷待ち時間等の実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取り組みを促進するとともに、国としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長い荷待ち時間や長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行うにあたっての判断材料とします。

ムダな荷待ち時間を減らし、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、荷主都合による荷待ち時間が30分以上あった場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。

記載はカンタン。

荷主都合による荷待ち時間が30分を超えたたら、
集貨地点等、集貨地点等への到着・出発日時、
荷積み・荷卸しの開始・終了日時などを書くだけです。

 国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

荷待ち時間等の記録義務付け

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)にともなう
乗務記録付票【記載例】

集貨・荷卸しのパターン例 (サンプル)

① 集貨地点等に到着 (乗務記録記載)

- ②-1 荷待ち待機 (20分:荷主都合)
- ③-1 附帯業務 (20分:本来業務)
- ②-2 再荷待ち待機 (20分:荷主都合)
- ③-2 附帯業務 (30分:荷主都合)
- ④ 荷積み (60分:本来業務)

⑤ 集貨地点等を出発 (乗務記録記載)

* 上記の場合、(②-1)+(②-2)=待機時間 40分

「乗務記録記載要件 [荷主都合による (荷待ち待機時間 30分以上)] に合致」

**記載は
こんなにカンタン。
集貨地点等と時刻を書き込むだけ!**

記入見本のように、集貨地点等への到着時刻、荷待ち待機の開始・終了時刻、附帯業務の開始・終了時刻、荷積み・荷卸しの開始・終了時刻などの必要事項をご記入ください。記録用紙は、必要な項目が記載されていれば、各事業者で作成した様式で構いません。

記入見本

荷待ち時間記録(例)

(平成 29 年 7 月 12 日)

* 車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上の車両が対象

車両番号 : ()

集貨地点等 (荷積み地 / 荷卸し地 / 附帯業務実施地) : (○○食品□□物流センター)

①

荷主指定の到着時刻 (有る場合)

9 時 00 分

集貨地点等への到着時刻

8 時 00 分

②-1
②-2

荷待ち待機 開始・終了時刻
9:00 ~ 9:20
9:40 ~ 10:00

→

荷主都合による荷待ち待機の合計時間
時間 40 分

③-1
③-2

附帯業務 開始・終了時刻
9:20 ~ 9:40
10:00 ~ 10:30

④

荷積み / 荷卸し 開始・終了時刻
10:30 ~ 11:30

⑤

集貨地点等からの出発時刻
11 時 30 分

注

- 集貨地点等に到着した時刻(荷主から指定された場合は当該時刻)から出発した時刻までに、荷主の都合により待機した時間の合計が30分未満の場合は記録不要です。
- また、必要事項をデジタコなど他の方法で記録している場合は記載不要です。
- 現在使用中の「乗務記録」に記載する方法もあります。

*この事例・様式は、見本として示したものです。

平成29年 6月30日

自動車局 貨物課

トラック事業者の違反行為の早期改善に向けて、荷主への働きかけを強化！

～貨物自動車運送事業法の荷主勧告について新運用通達を発出します～

荷主関与の判断基準を明確化するとともに、荷主に対し改善に向けた協力要請を早期に行うなど、新たな荷主勧告制度の運用を7月1日から開始します。

1. 背景（現状の課題と見直しの方向性）

荷主勧告は、トラック事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が荷主に對し違反行為の再発防止のための措置を執るべきことを勧告するもの（貨物自動車運送事業法第64条）で、勧告を行った場合には荷主名を公表することとしています。

これまで荷主関与の判断基準が不明確なため、荷主勧告の発動実績がなかったほか、荷主勧告には至らない警告や協力要請といった通達に基づく措置についても、トラック事業者への行政処分が前提のため、荷主に対する早期の働きかけができないなど、制度が十分に機能していないとの指摘もあるところです。

こうした状況を踏まえ、荷主勧告を行うための荷主関与の判断基準を明確化するとともに、荷主の関与の蓋然性が高いと考えられる違反行為については、行政処分の有無にかかわらず早期に荷主に對し協力要請を行うなど、制度の見直しを行い7月1日から運用を開始します。

2. 概要

（1）協力要請（荷主への早期の働きかけ）

行政処分を前提とする運用を改め、関係行政機関から長時間の連続運転や1日の拘束時間が長い等の違反情報を得た場合には、関係する荷主を特定し早期に協力要請を行うこととします。

（2）勧告及び警告（トラック事業者への行政処分を行う場合の荷主への措置）

〔勧告〕

トラック事業者に対し行政処分を行うものについては、荷主に関する調査を実施し、その結果、例えば、
 ○ 過労運転防止措置義務違反の原因が、荷主管理の荷捌き場での恒常的な荷待ち時間の発生であり、かつ、荷主に對し改善を要請しているにもかかわらず荷主が応じず改善がなされていない場合
 ○ 過積載運行の原因が、積込み直前に荷主から貨物量を増やすよう急に指示され、過積載となることを認識しつつ荷主から取引解消を示唆されるなど断り切れなかったことによるものである場合
 など、荷主の主体的な関与の具体例を示し、荷主勧告の判断基準を明確化します。

また、荷主に関する調査の結果、当該荷主が過去3年内に同じ法令違反行為で警告を受けており、かつ、再発防止への取り組みが不十分である場合にも勧告を行うこととします。

〔警告〕

荷主に関する調査の結果、勧告を行うまでの明らかな関与が認められなかった荷主についても、著しい過労運転防止措置義務違反の場合には、その違反件数の半数以上に關わる荷主に對しては警告を行います。
また、過去3年内に同じ法令違反行為で協力要請を受けていた荷主に對しても警告を行います。

3. 今後のスケジュール

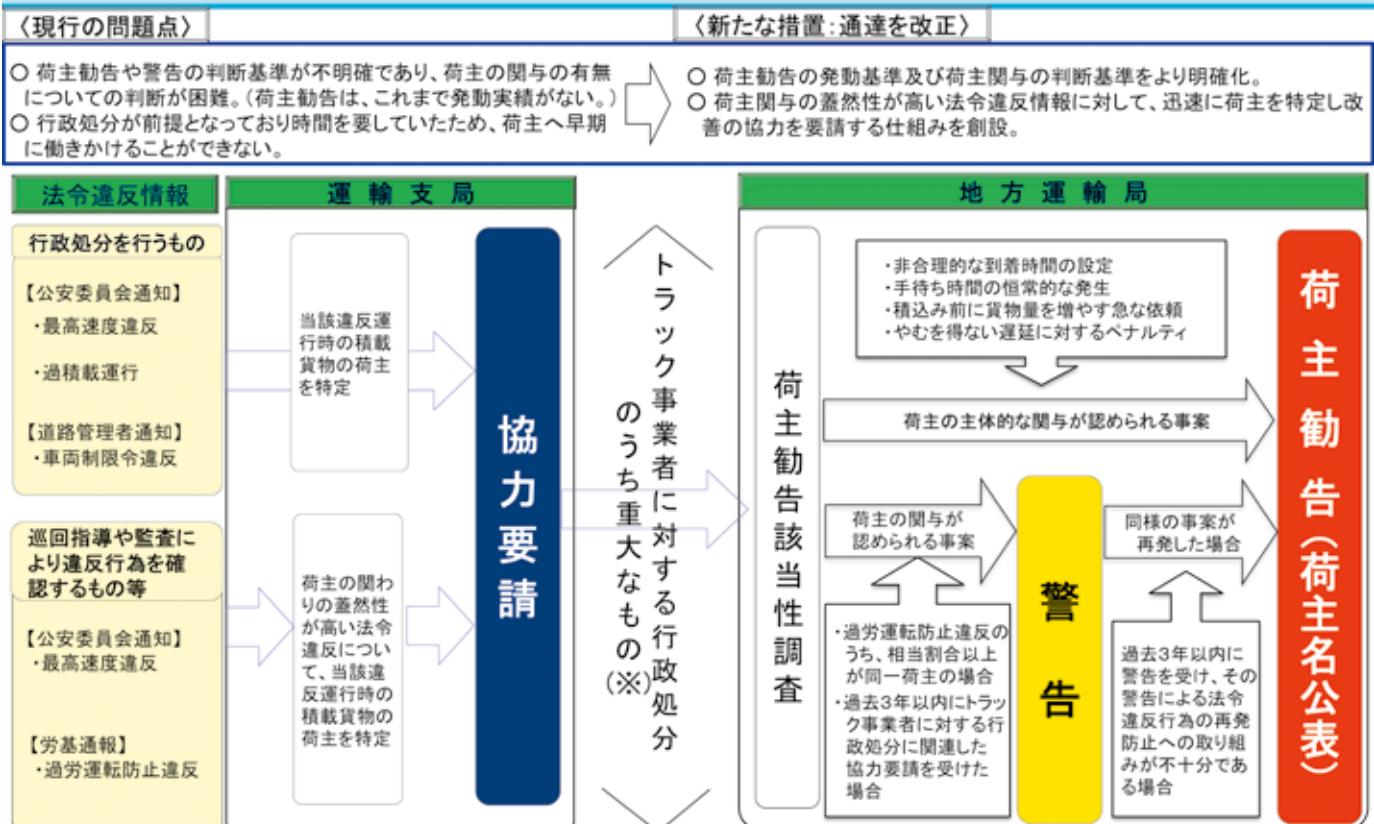
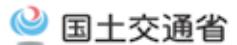
通達の施行日：平成29年7月1日（土）

【問い合わせ先】

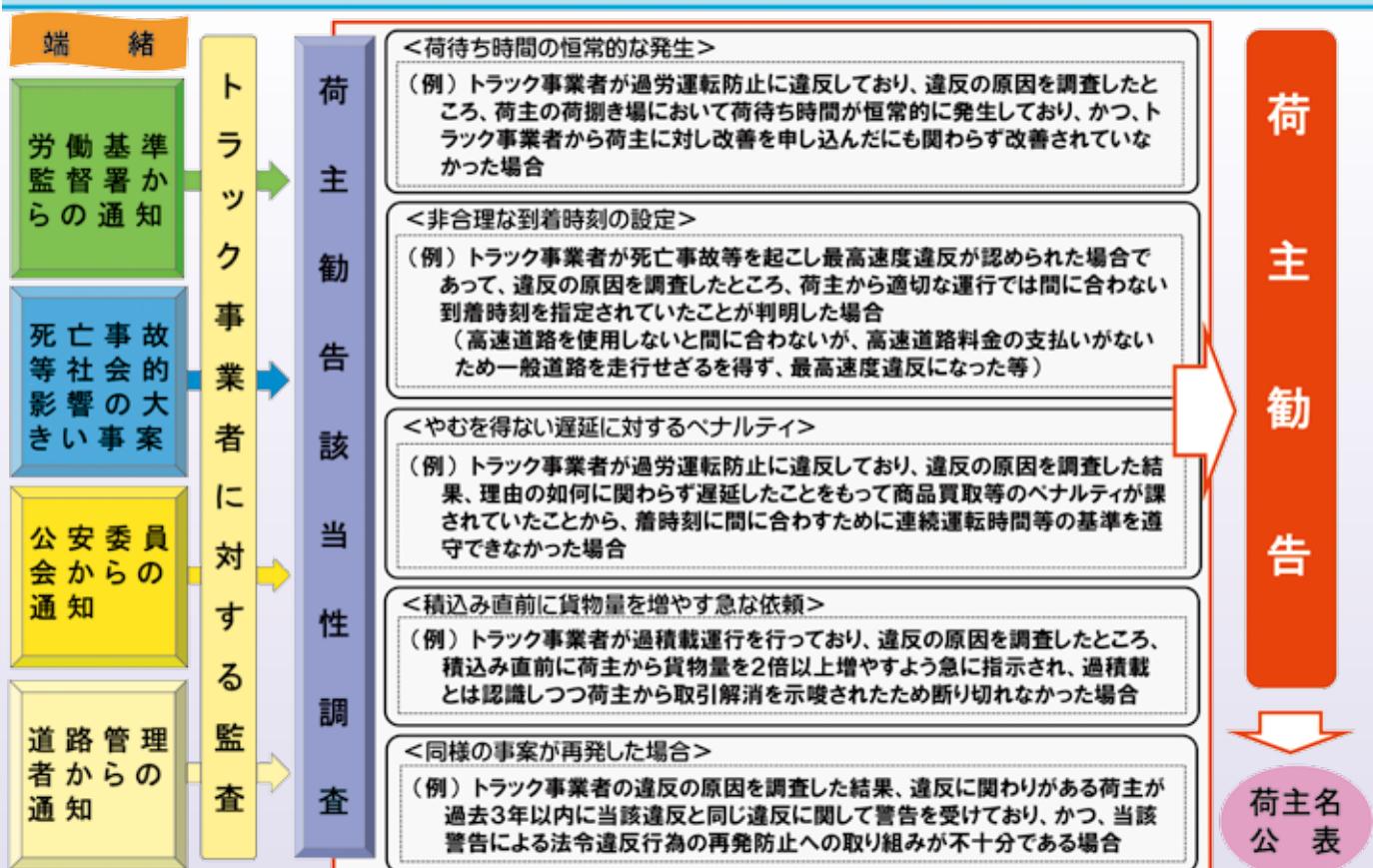
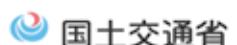
自動車局貨物課 トラック事業適正化対策室 担当：原中、岡田

TEL：03-5253-8111（内線41334） 直通：03-5253-8576

荷主勧告制度の運用の改善



荷主勧告に該当すると想定される事案





平成29年8月4日
自動車局貨物課

トラック運送業の適正運賃・料金收受を推進していきます！

トラック運送事業における適正運賃及び料金の收受を推進するため、標準貨物自動車運送約款等の改正を行います。

国土交通省においては、厚生労働省と共同で平成27年5月に設置した「トラック輸送における取引環境・長時間労働改善中央協議会」の下に、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を昨年7月13日に立ち上げ、適正運賃・料金收受に向けた方策等について検討をしてきました。

この度、当該検討会の議論を踏まえ標準貨物自動車運送約款の改正等を行います。

1. 標準貨物自動車運送約款等の改正

標準貨物自動車運送約款等について、以下のような改正を行うことにより、運送の対価としての「運賃」及び運送以外の役務等の対価としての「料金」を適正に收受できる環境を整備します。

- (1) 運送状の記載事項として、「積込料」、「取卸料」、「待機時間料」等の料金の具体例を規定
- (2) 料金として積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とし、荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定
- (3) 附帯業務の内容として「横持ち」等を明確化

等

2. トラック運送業における書面化推進ガイドラインの改正等

トラック運送業における書面化推進ガイドライン：<http://www.mlit.go.jp/common/001195720.pdf>

※ また、「トラック運送業における下請・荷主適正取引ガイドライン」についても改正を行います。

トラック運送業における下請・荷主適正取引ガイドライン：http://www.mlit.go.jp/jidoshajidoshatk4_000004.html

3. スケジュール

告示の公布：平成29年 8月 4日

告示の施行：平成29年11月 4日

【問い合わせ先】

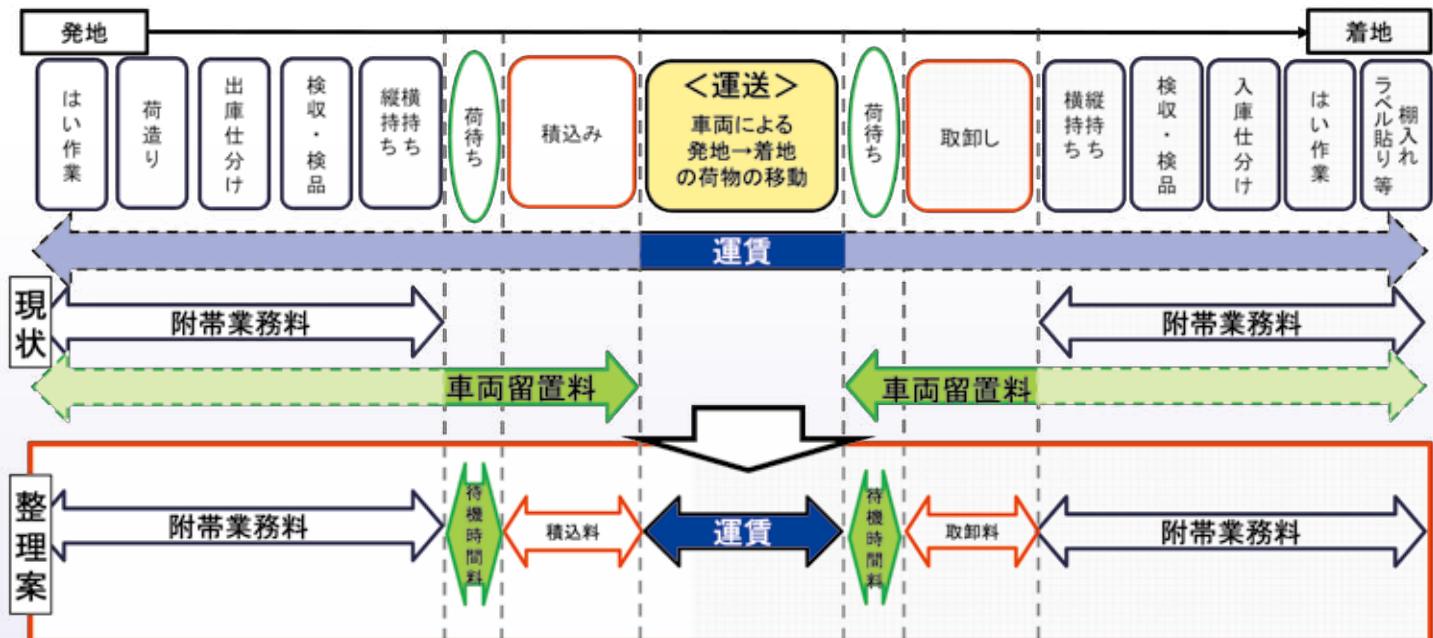
自動車局貨物課 尾崎、三浦

TEL：03-5253-8111（内線41333） 直通：03-5253-8575

FAX：03-5253-1637

適正な運賃・料金收受に向けた方策について

- 運賃が運送の対価であることを明確化するため、**運賃の範囲を明確化する通達を発出**する。
- 適正な運賃・料金を收受するための方策として**標準貨物自動車運送約款**を以下の通り改正する。
 - ①荷送人が運送依頼をする際に作成する**運送状等の記載事項**について、「待機時間料」、「積込料」、「取卸料」等の料金の具体例を規定する。
 - ②荷待ちに対する対価を「待機時間料」とし、発地又は着地における**積込み又は取卸し**に対する対価を「積込料」及び「取卸料」とそれぞれ規定する。 (※)
 - ③附帯業務の内容に**横持ち**、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び**はい作業**を追加する。等



(※)はい作業：倉庫等において袋や箱を一定の方法で規則正しく積み上げたり、積み上げられた荷をくずしたりする作業

第5回 トラック輸送における取引環境 労働時間改善奈良県地方協議会 開催

日 時: 平成29年6月15日(木) 10時00分～11時30分

場 所: 奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者: 座長 蓮花一己 (帝塚山大学 学長)

青木利彦 (奈良労働局 労働基準部長)

大辻 統 (近畿運輸局 自動車交通部長)

森本万司 (公益社団法人奈良県トラック協会 会長) 他

奈良県のトラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制に向けた環境整備等を図るため、第5回目の協議会が開催され、平成28年度パイロット事業の実施結果を踏まえ今後の課題や、平成29年度のパイロット事業の実施等について、議論が行われました。



協議会の状況



蓮花一己 座長

平成28年度パイロット事業の実施結果について

【改善の方向に対する検討結果】

- ①手積み手下ろし荷役の作業負担軽減。
- ②着荷主側における複数荷下ろし場所の集約（2箇所から1箇所へ）。
- ③輸送上での一貫パレチゼーション。
- ④実運送事業者の復路便に対する拘束時間への対応。

※ 奈良県の取組み事項（9～10ページに掲載）

平成29年度パイロット事業の実施について

【主な意見】

- ①集団は、運転者の労働時間から荷主を選定してはどうか。
- ②実験期間のみ、荷主としがらみのない運送事業者が輸送してはどうか。
- ③実験期間は、繁忙期等を選んではどうか。

第6回中央協議会の情報提供について

ア) 地方協議会での主な意見

- ①手待ち時間の改善に向けた取組み、荷役作業の分業化、作業負担軽減策の検討が必要。
- ②荷主と運送事業者の力関係により、無理な依頼であっても引き受けなければいけない。
- ③書面化は、取引環境改善に重要であるが、特にスポット契約などでは難しい。
- ④コンビニ、スーパーなど長時間営業向けの夜間配送で、人手不足がエスカレート。
- ⑤送料無料という言葉が定着しているが、実際には、運送コストがかかっている。

イ) 平成28年度パイロット事業（実証実験）の実施結果について

- ①荷卸し箇所数を削減し、荷待ち時間や拘束時間を短縮。
- ②予約受付システムを活用することにより、出発から到着までを一貫パレチゼーション化し、拘束時間を削減。 など

ウ) トラック運送業の適正運賃・料金検討会について

- ①「附帯作業費・高速代」は、運賃とは別立てで収受できる環境づくりが効果的。
- ②運賃・料金の適正収受に向け、標準貨物自動車運送約款、書面化推進ガイドライン等を一部改正。【平成29年7月公布／10月施行予定】

荷待ち時間等の記録の義務付けについて

【貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正】

- ①トラックドライバーの業務の実態を把握、長時間労働等の改善を図る。
- ②荷主の都合により待機した場合、待機場所、到着・出発や荷積み・荷卸しの時間等を乗務記録の記載対象。【平成29年7月1日施行】

平成28年度 監査・行政処分等の状況について(トラック)

【奈良運輸支局】

- ①車両使用停止の行政処分を受けた事業者のうち、乗務時間等の違反が53%。

平成28年度 トラック運送事業者定期監督指導実施結果について

【奈良労働局】

- ①過去2年と比較して、労働基準法違反及び改善基準告示違反共に違反率は減少。
- ②従業員の規模別では、10～29人の事業場の違反率が高い。

平成 28 年度パイロット事業の実施結果

発・着地での荷役作業改善への取り組み検討 奈良県

1. 実施者の概要

➤ 荷主企業: 発荷主M(製造業)

荷主M社は、滋賀県に本社を置く企業で、当検討会では奈良県に所在する電子機器の開発・製造・販売の事業部が対象となっている。今回対象としたのは奈良県所在のM社工場から愛知県所在の電子機器関連メーカーc社向け部品輸送である。

➤ 運送事業者: 運送事業者a、b

元請a社はM社の製品倉庫で、入出荷作業・在庫管理・車両手配を行っている。
運送事業者b社は、当検討会対象輸送業務である中距離輸送を担っている。

➤ 荷種

電子機器関連部品他

2. 事業概要

【改善の方向と効果検証項目】

- ①手積み手下し荷役でのドライバーへの作業負担軽減（パレット利用のユニットロード化）
- ②着荷主側における複数荷下ろし場所の集約（2箇所から1箇所へ集約）
- ③輸送上での一貫パレチゼーションを前提とした製品輸送梱包サイズへの見直し検討
- ④実運送事業者の復路便（復路に係る更なる拘束時間縮減の検討）

発側でのバラ積荷役



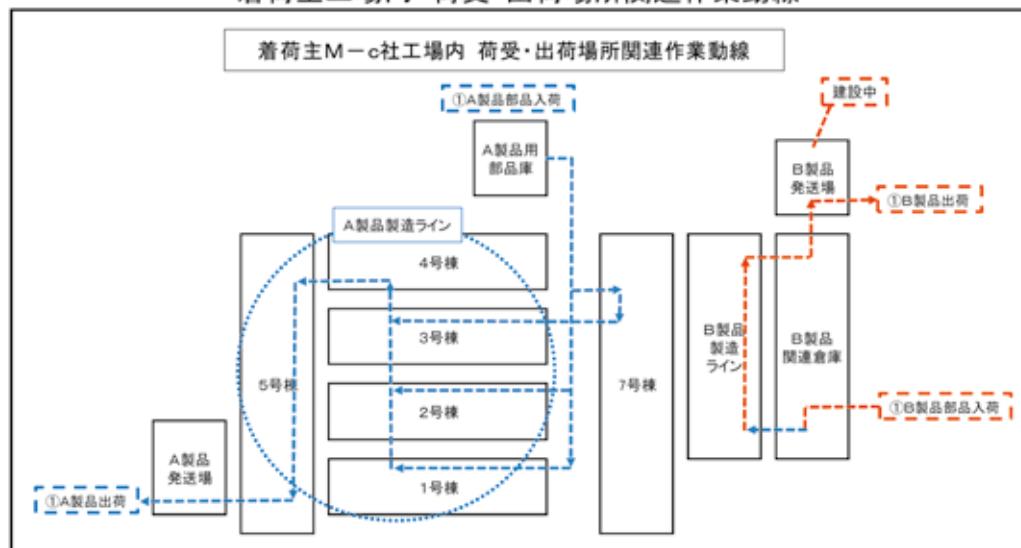
発側倉庫出荷待ち仮置き製品



着側荷受用パレットへの積付け作業



着荷主工場内 荷受・出荷場所関連作業動線



3. 課題

- ① 今回、本パイロット事業の対象とした輸送は、荷主M社の愛知県所在の計測機器メーカー向け部品輸送であり、とくに発地・着地双方での荷積み・荷下ろしでの長時間の待機等の重篤な問題ではなく、当該輸送業務全体でもドライバーの拘束時間と労働条件について大きな問題はなかった。

4. 事業内容

- ① 検討会では、事業場訪問内容の報告と抽出課題に対する事務局からの更なる改善に向けた4つの取組提案を主題として討議し、これら4提案に対する「実現性・実効性」を検討し、今後進める改善に対する取り組みの方向付けを行った。

5. 結果

【改善の方向に対する検討結果】

- ①手積み手下し荷役でのドライバーへの作業負担軽減
→平パレット利用のユニットロード化によるメリットが生み出せないため即実施は困難、
今後も継続検討
- ②着荷主側における複数荷下ろし場所の集約(2箇所から1箇所へ集約)
→着荷主工場内の製造ラインに係る動線の最適化とならず、かつ着荷主側への負担
(ライン作業、費用面)が大きく実施は困難
現在工場内に建築中の新発送場竣工に併せて工場内動線の見直しをする中で再
検討する
- ③輸送上での一貫パレチゼーションを前提とした製品輸送梱包サイズへの見直し検討
→包装モジュールの見直し等費用と時間が相当必要となり、かつ費用対効果の観点
では、出荷数量を勘案すると実施は困難と評価
- ④実運送事業者の復路便について
→当検討会では、発着荷主をM社～M-c社間に限定した輸送実態の把握と評価とし
たため、M-b社が行う復路輸送に係る拘束時間の更なる縮減に向けた取組みに
ついては、M-b社独自で取り組むこととした

6. 荷主企業及び実運送事業者のメリット

※取組が実現した場合と仮定

- ① 荷主にとっては、改善事項の実施により安定的・高品質な輸送力確保が実現でき、顧客への高いサービスレベルを維持することができる。
- ② 実運送事業者は、手荷役の省力化、荷下ろし作業工数の削減によりドライバーへの負担が軽減できる。また、復路輸送での拘束時間削減によりドライバーの勤務条件も安定化し雇用の確保にも寄与できる。

7. 結果に結びついたポイント

- ① 今回当検討会の場で関係者が一同に会して、同じ目標に向けてリソースを持ち寄つたことにより、更なる改善に向けた取組みの契機となった。

(公社)奈良県トラック協会は、社会の一員として信頼に応えていきます